

香川県生活困窮者住居確保給付金支給要領

第1 趣旨

この要領は、離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うこと及び世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者等に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことを目的とし、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき香川県が行う生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- 1 「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、やむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことをいう（法第3条第3項第1号）。
- 2 「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことをいう（法第3条第3項第2号）。

第3 実施体制

1 実施主体

- (1) 実施主体は、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所及び小豆総合事務所の生活困窮担当課（以下「各県事務所」という。）とする。
- (2) 各県事務所の所管区域は、別表のとおりとする。
- (3) 家賃補助においては、申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を

賃借する場合は新たな居住地を所管する各県事務所を、住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地を所管する各県事務所を実施主体とする。

転居費用補助においては、申請者が住居喪失者である場合は、原則、住居を喪失する直前の居住地を所管する各県事務所を実施主体とする。ただし、直前の居住地が明らかではない又は明らかであるが遠方であるなどの事情により、直前の居住地を所管する各県事務所に申請することが現実的でない場合は、転居先が所管区域外になっても、現所在地を所管する各県事務所を実施主体とする。一方、申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は、現居住地を所管する各県事務所を実施主体とする。

2 実施体制

- (1) 関係事務のうち、支給事務（支給審査、支給決定及び支給）は、実施主体である各県事務所が行う。
- (2) 関係事務のうち、窓口業務（相談・受付業務、受給中の面接等）については、法第5条第1項及び第2項に基づき香川県が委託した生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関が行う。

第4 住居確保給付金の支給事務等に関する取扱い

住居確保給付金の支給事務等に関する取扱いは、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和7年4月1日第14版）（令和7年4月1日付け社援発0401第13号厚生労働省社会援護局長通知別添）」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。なお、マニュアル中「福祉事務所設置自治体」とあるのは「各県事務所」と、「福祉事務所設置自治体の長」とあるのは「香川県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、住居確保給付金の支給に係る香川県の審査基準は別紙のとおりである。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

各県事務所名	管轄区域
香川県東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	三木町、直島町
香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課	宇多津町、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町
香川県小豆総合事務所 生活福祉課	土庄町、小豆島町

(別紙)

生活困窮者住居確保給付金の支給に係る審査基準

1 処分名

生活困窮者住居確保給付金の支給

2 根拠法令及び根拠条項

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 6 条第 1 項、第 2 項

3 審査基準

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 4 月 1 日第 14 版）（令和 7 年 4 月 1 日付け社援発 0401 第 13 号厚生労働省社会援護局長通知別添）第 7 に定める基準に該当すること。

なお、この審査基準に用いる用語の意義は、同マニュアルに定めるところによる。